

### 市民憲章

- くわたくしたち八尾市民は
1. 若い力をそだてましょう。
  1. あたたかい心でまじわりましょう。
  1. みどりのまちをつくりましょう。
  1. 文化財をたいせつにしましょう。
  1. 働くよろこびに生きましょう。

人の動き（昭和53年5月1日現在）

総数 268,622 男 134,837  
世帯数 82,877 女 133,785

発行所 大阪府八尾市役所 八尾市本町1丁目 TEL (91) 3881  
印刷所 サンライ印刷株式会社



## “市民のいのちの水” 送りつづけて40年

全国水道週間 ● 6月1日～7日

市の水道は、昭和13年の創設以来、市民のいのちの水を送りつづけて、ことしで40年になります。

この間、人口の増加や生活様式の変化などで水需要は伸びつづけてきましたが、水道局では4回にわたる拡張工事をおこなって、安心して水を使っていたけようになりました。

しかし、下水道の普及や人口増によって、需要は今後も増加をしめしていますので、ひきつづき53年度から4カ年計画で第5次拡張事業にとりかかっています。

そこで、市民みなさんに、水道に対する理解と関心を得てもらおうと、ことし6月1日から7日まで、全国一斉におこなわれる「水道週間」のなかで、創設40周年を記念する意味もこめ、「水道展」などいろいろな行事を催しますので、積極的なご参加をお願いします。

### —水道週間の行事—

#### 【水道展示会】

いろいろな水道器具の展示や、「水が家庭にとどくまで」のしくみ、水道経営のしくみなどをパネルで紹介します。

また、創設40周年を記念して、「水とくらし」をテーマに、市内の小学生から募集した図画などの作品展示も行います。

☆とき 6月1日（木）～3日（土）

午前10時～午後5時

☆ところ 市民ホール（市役所内）

☆展示内容 各種給水栓、管類、工具類、パネルなどによる水道事業の紹介

☆相談コーナー 各種相談の受付、パッキングの取替指導

#### 【移動相談所】

市内5カ所で相談所を設け、水道に関するあらゆる相談をお受けします。また、パッキングのかえ方なども説明します。

☆とき・ところ

6月1日（木） 永大湯東側（太田）

2日（金） 南陽温泉前（竹淵）  
5日（月） 恩智駅前ストアー前（恩智）  
6日（火） 高安市場前（刑部）  
7日（水） 西友ストアー前（北本町）

時間は、いずれも午後1時～3時30分  
（当日雨天の場合は、8日、9日のいずれかに実施します）

#### 【施設の開放】

市の水道施設のうち、おもな施設を開放しますので、お気軽に見学してください。

☆期間 6月1日（木）～15日（木）

#### ☆開放施設

■八尾浄水場（光南町1-4-30）  
水道創設期に建設された浄水場で、第3次拡張工事によって近代的な施設に生まれかわりました。水源は地下水と府営水道です。

また、低区配水池、高安受水場の機械をここから遠隔操作しています。

配水能力…15,000m<sup>3</sup>/日

■竜華浄水場（南本町9-46）  
創設期に建設された浄水場で、主要水源のひとつです。水源は地下水と府営水道です。

配水能力…14,000m<sup>3</sup>/日

■高安受水場（服部川11607）  
府営水道から受水した浄水を、口径 900mmの送水管で低区配水池に送っています。

配水能力…67,930m<sup>3</sup>/日

受水池容量 6,900m<sup>3</sup>

■低区配水池（垣内 478）  
高安受水場から送水された浄水を常に一定量貯水し、海拔71mの高さを利用した自然流下方式で市内に配水しています。ここからは市内が一望できます。配水池容量20,000m<sup>3</sup>

施設見学の申し込みは水道局総務課庶務係（☎22-1661 内線26）へ。施設見学者には係員が説明にあたります。

※ なお、例年おこなっていましたが「ハイキングラリー」は、秋に行う予定です。



## 男女神像 玉祖神社

府指定文化財

この男女神像は、もとの神社（神立）の近くにあった宮寺の蘭光寺（おんこうじ）のご神体でした。

しかし、明治の初め、神仏分離令でその寺がなくなりました時、神像も壊されかけました。

最初は、ナタでこなごなにしようとしたらしいのですが、あまりに硬かったため、二体とも燃やそうとしたものを、私の先代が持ち帰りました。

男神（左）の鼻の部分が無くなってしまっているのが、その時の名残りです。

また、最近史跡めぐりなどで神社を訪ねられた市民の方に、神像を公開しているのですが、どうして女神（右）が立てひぎをしているの、と聞かれることがあります。

これは、いまの私たちの感覚からすれば、下品なように思うかも知れませんが、私はこれは朝鮮文化の影響を強く受けた証拠だと思っています。それは、朝鮮貴族の婦人の正式な座り方がこの型であって、いまでもその風習が残っていると聞いているからです。

◎お話し…津村孝司官司（78才）

## おそろしい！子供の火遊び

—市消防本部が火遊び防止を呼びかけ—

市では、今年になって子供の火遊びによる火災が多く、昨年1年間で16件であったものが、今年は5月7日現在ですでに15件（疑いも含む）も起っています。

そのおもな原因は、児童、園児のマッチやライターなどのいたずらがもとで、火災につながったものです。

そこで、市消防本部では、小学校や幼稚園を訪問して直接指導や、自治振興委員会の地区委員会で協力を呼びかけているほか、児童や園児をお持ちの各家庭に対し、次のことがらを守ってもらうよう指導してほしいと呼びかけています。

☆マッチ、ライターを持って遊んだり、み

んなにかくれて火をつけて遊ぶことは絶対にやめましょう。

☆家で留守番中、子供たちだけで火を使用しないようにしましょう

☆ガス器具やガスの栓をいたずらして遊ぶことはやめましょう。

☆ダンボール箱や紙クズなどの燃えやすい物を置いている付近で遊ぶことはやめましょう

☆たき火、ゴミクズなどを燃やすときは大人についてもらい、必ず水バケツなどの用意をしましょう。

☆空屋や野小屋の中に入って遊ぶことはやめましょう。



5/26 (金)

家児 教育 青少 身障 融資 消費

乳幼児健康相談(1歳6カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

27 (土)

〈第8回高校ギター、マンドリンフェスティバル〉

全日本高等学校ギター、マンドリン音楽振興会主催で、次のとおり行われます。
☆とき 6月10日(土)午後1時~、11日(日)午前9時30分~ (入場無料)
☆ところ 府青少年会館文化ホール(東区森の宮)
なお、地元の八尾高、清友高も参加します。

28 (日)

勤労者生活相談 13.00-16.00 社会福祉会館

29 (月)

教育 家児 青少 消費

不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

30 (火)

家児 融資 消費

風疹抗体検査 9.15-11.00 八尾保健所
高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所

31 (水)

教育 家児 青少 結婚 消費

幼児歯科相談(フッ素塗布初回・1歳6カ月児) 9.15-11.00, 13.00-14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

6/1 (木)

家児 法律 職業 消費

婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.00-16.00 教育センター
一般スポーツ教室(バレーボール) 17.30-21.00 教育センター
一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所
母親教室(第1回) 13.30-八尾保健所

2 (金)

教育 家児 青少 身障 融資 消費

無料法律相談 13.00-16.00 府民センター
乳幼児健康相談(3カ月男児) 9.15-11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所

3 (土)

〈パート保母を募集〉

市保育課では、パート保母を募集しています。
くわしくは、保育課庶務係(☎91-3881 内線282)までお問い合わせください。

4 (日)



▲ さつき晴れのもと運動会盛ん(5月14日、久宝寺地区ときわ町会運動会)

5 (月)

家児 教育 青少 心配 消費

不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
糖尿病教室(第1回) 13.00-八尾保健所

6 (火)

家児 融資 消費

出張献血 10.00-15.00 市立病院
原爆被害者相談 9.00-15.00 社会福祉会館
風疹抗体検査 9.15-11.00 八尾保健所
ツベルクリン反応(患者家族) 9.15-11.00 八尾保健所
高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所

7 (水)

教育 家児 青少 結婚 消費

幼児歯科相談(フッ素塗布初回・1歳6カ月児) 9.15-11.00, 13.00-14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
勤労者生活相談 13.00-16.00 社会福祉会館

8 (木)

家児 法律 消費 行政

婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.00-16.00 教育センター
一般スポーツ教室(バレーボール) 17.30-21.00 教育センター
BCG接種(患者家族) 9.15-11.00 八尾保健所
一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所

9 (金)

教育 家児 青少 身障 融資 消費

乳幼児健康相談(3カ月女児) 9.15-11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
3歳児健診(49年12月生まれの男児) 13.00-14.00 八尾保健所

10 (土)

〈第1回八尾まつりの当選賞品の引き換えは今月末です〉
第1回八尾まつりのハッピー提灯、ゆかたを購入の際、お渡ししました抽せん券の当せん番号を5月5日号市政だよりの3面でお知らせしましたが、賞品の引き換えは、5月31日まで、八尾商工会議所1階でおこなっていますので、期限切れにならないようご注意ください。

昭和53年度八尾市自治振興委員会本部役員が次の方々に決まりました

会長 田中吉治郎(山本第3) 副会長 鈴木武司(萱振) 阪田正利(八尾第3) 会計 内間安吉(竹淵) 会計監事 山口忠次(曙川) 青井竹三郎(大正)
幹事 松井龍蔵、中岸芳雄(八尾第1) 次田三次郎(八尾第2) 井上己一(八尾第4) 平田良一(八尾第5) 佐藤多三郎(萱振) 西川留三郎 素本弥一郎(山本第1) 田中吉蔵(山本第2) 吉田正人、武田正信(山本第3) 永田又巳(山本第4) 原田輝夫、巽芳樹(安中) 栗山義孝 山崎安徳(植松) 田中喜太郎(竜華) 村井節次(亀井) 山陰亀次郎、平井貞男(久宝寺) 野口清、黒田和夫(西郡) 柏倉信次、村井雪政(南高安) 池上終三、阪本利雄(高安第1) 植岡敏至(高安第2) 藤田富道(曙川) 角倉国雄(志紀第1) 梶田直(志紀第2) 押森安志(志紀第3) 大石悦治(志紀第4) 松本角五郎(志紀第5) 滝波憲二(志紀第6)

( )は地区名

◎ゴキブリ退治は地域ぐるみで

ゴキブリなどの害虫は地域ぐるみで退治するのが効果的です。市では、6月を「ゴキブリ駆除月間」として町会、自治会、婦人会単位で、無料でゴキブリ取り(トリモチ式)を配布します。ご希望の町会、自治会、婦人会は、今月31日までに清掃事業所(☎91-3881 内線574)まで申し込んでください。配布は、6月1日から順次行います。

移動図書館 日程

6月2日(金) 〇刑部公園 △永畑小 6日(火) 〇天王の森 △山畑会館 7日(水) 〇上尾町広場 △西山本小 9日(金) 〇太子公園 △跡部公園 10日(土) 〇竹淵小 △大阪ガス曙川社宅 13日(火) 〇用和小 △許麻神社 14日(水) 〇なかよし児童遊園 △志紀幼

- 心配 = 心配ごと相談
身障 = 身体障害者相談
結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で
家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で
青少 = 青少年愛護相談 13時~17時 教育センターで
教育 = 教育相談(電話予約制) 9時~ 市役所内教育相談所で
融資 = 中小企業融資相談 13時~15時 産業課で
法律 = 法律相談(当日12時45分受付) 13時~16時 市民相談室で
行政 = 行政相談 13時~16時 市民相談室で
職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で
消費 = 消費生活相談 10時~15時 婦人会館で

市長ひとこと

憲法の精神を日常生活にいかす工夫を

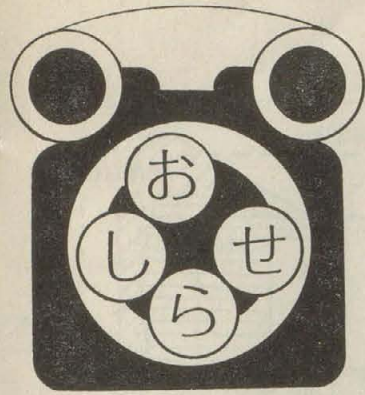
われわれにとって、「ゴールデン・ウィーク」は、子供と一緒に遊びに行く休日の連続ぐらいに考え、それに追われている日々であったかも知れないが、この中に、憲法記念日が含まれていることを

忘れてはならない。戦後間もない昭和22年に第2次大戦という大きな犠牲を払ってできたこの憲法は、平和・国民主権・基本的人権の尊重という理念をもって構成されている。32年目に入った今日、憲法は生活の中になじみ、定着してきたかのように見えるが、その精神はまだまだ日常生活に入りこんでおらず、これからだというのが本当の姿ではないだろうか。島国という条件の中で平和な生

活が続いているように思える一方で、平和の大切さが忘れられ、無関心になっている人々の隙間を解積の変遷という格好で危険な方向へもっていこうとする動きがあり、地方自治も財政危機を利用して、中央のコントロール強化の方向へ逆行されようとしている。日本国憲法はその前文において主権者が国民であることを宣するとともに、全力をあげて憲法の理念を達成することを誓っている。戦後の荒廃の中からの再出発と

今日の発展は、国民の努力とともに民主的國家への発展のとりでとしての役割を果たしてきた憲法の平和と民主主義の精神が大きい。このことを忘れず、われわれは今一度、憲法の精神を認みなおし日常生活の中でいかに生かすべきか、工夫してみる必要がある。遊びに行く道中でもよいが、親子の間で憲法を具体化した会話があるなら、その日が憲法記念日であり、有意義な一日であると思われる。





市役所 ☎ 91-3881

### 健康

#### ■6月分のツ反、BCG接種

内線 359

6月分のツベルクリン反応、BCG接種は次のとおりです。

☆とき 7月生まれの人=ツ反は6月13日、BCG接種は6月15日、10月生まれの人=ツ反は6月19日、BCG接種は6月21日  
いずれも午後2時~3時20分

☆ところ 6月13日、15日 市民ホール(市役所内) 6月19日、21日 八尾保健所

☆対象者 生後48カ月までの人で7月、10月生まれの人  
☆持ってくるもの 予防接種手帳の中のツ反申込書、ツ反判定票 BCG問診票、母子手帳

(注) ①対象者以外の生まれ月の人で特に受けたい人は6月5日までに衛生課へ連絡してください。(ただし、生後48カ月までの人) ②今月実施する予定の他の予防接種に該当している人は特に注意してください。③予防接種手帳のない人は母子手帳をもって至急衛生課までおいでください。

#### ■乳幼児健康相談の月令が変更されました

☎94-0661

八尾保健所では、従来からの6月児の相談を、6月から10カ月児相談に変更します。なお、6カ月になると保健所から乳児の発育調査表を送りますので返送ください。また、転入などで調査表がとどかない場合は用紙を送りますので、保健所へ申し出てください。

### 福祉

#### ■老人介護人を派遣しています

内線 289

一時的な傷病(かぜ、骨折など)などにより、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、老人介護人を派遣して日常生活の世話をしています。

☆派遣対象 一時的な傷病などにより日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の低所得の人で介護を行う人を得られない場合

☆介護の内容 食事の世話、住居の掃除、身のまわりの世話、生活必需品などの買物、医療機関などとの連絡、その他必要な用務  
介護人を希望される人は社会福祉会館内民生部福祉厚生課まで申し込んでください。

### 講座

#### ■市民大学昼間コースの日程が決まりました

内線 486

☆日程 6月15日=春しの知恵について 22日=協合家族をめざして 23日=社会生活と市民意識 29日=生涯教育について 7月7日=社会生活と市民意識 14日=万葉鑑賞 柿本人麻呂 21日=社会生活と市民意識 8月4日=社会生活と市民意識

☆時間 各日とも午前10時~  
☆ところ 教育センター(清水町1丁目)内 1階会場

#### ■手話教室を開講します

内線 279

市では手話教室を次のとおり開講します。ぜひご参加ください。

☆開講日 6月6日~12月までの毎週火曜日 午後6時30分~8時30分まで

☆定員 60名(先着順のためなるべくお早めにお申し込みください)

☆場所 社会福祉会館 2階集会室

☆受講料 無料  
☆申し込み 社会福祉会館(本町2丁目)内民生部社会課へおいでください。

### 教育

#### ■小・中学校就学援助を行っています

内線 473

子どもが学校で楽しく勉強できるよう、教育委員会では学校の勉強に必要な費用にお困りのかたに就学援助をしています。

援助費をご希望の方は5月31日までに保護者が直接担任の先生へ申し出てください。(前年度受給された方も申請していただきます)申請用紙は各学校、または保健福祉課にあります。

お問い合わせは担当の先生と相談するか、直接保健福祉課まで。

### 催し

#### ■さつき展を行います

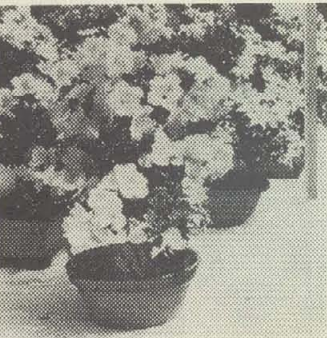
〈近畿さつき会展示鑑賞会〉

市制施行30周年、市民憲章制定15周年を記念して第12回さつき展示鑑賞会を次のとおり行います。

☆期間 5月26日~30日 午前10時~午後5時(ただし、5月30日は午前中だけ)

☆会場 市民ホール(市役所内)

なお、今年は会員以外の市民の方でも出品できるコーナーを設けましたので、26日午前中に同会場までお持ちください。(ただし、出品できる点数に限りがありますので、当日お早めにおいでください)



#### ■消防さつき展

八消防団では「第5回さつき展」を次のとおり行います。

☆期間 5月25日~28日 午前9時~午後5時

☆会場 市消防本部1階研修場(高美町5-7)

☆出品数 約200点

### 募集

#### ■大阪府警察官を募集

☎92-1234

府警察本部では、次のとおり警察官を募集します。

☆受験資格 年齢・性別 53年4月1日現在で18歳以上28歳未満の男子 学歴 A区分=大学を卒業した人 B区分=高校卒業程度の学力を有する人。来春、大学・短大・高校など卒業見込者は除く

☆申し込み 府警察本部警務課(☎06-943-1234)、または八尾警察署へ

☆受付期間 6月3日(土)まで

☆試験日 6月11日(日)

☆募集人員 150名

#### ■中小企業設備近代化資金の貸付募集

☎06-941-0351

府では、中小企業の設備近代化に必要な資金の貸付を次のとおり募集します。

☆受付期間 第1回募集=5月29日~31日、第2回募集=9月25日~27日。時間はいずれも午前10時~午後4時30分

☆受付場所 大阪府職員会館4階 第1講堂(大阪市東区大手前之町2)。ただし、5月29日、9月25日のみ中河内府民センター(荘内町2-1-36)で午前10時~午後4時まで受け付けます

☆申込用紙 府商工部工業課、府民センターで、5月27日までおいてあります

なお、貸付条件、資金用途などくわしくは府商工部工業課まで問い合わせください。

#### ■簡保資金写真コンクールの作品を募集

☎93-0547

次のとおり郵便局では写真コンクールの作品を募集しています。

☆テーマ 簡保資金融資施設を題材とした明るい作品(融資施設は郵便局でおたずねください)

☆サイズ カラーはスライド35ミリ以上、白黒は四つ切り、それぞれ5点以内(単写真、組写真いずれも可)。ただし、組写真は1組3点以内)

☆作品受付 6月30日までに郵便局保険関係窓口へ

### スポーツ

#### ■第19回八尾市長旗争奪軟式野球大会を開催します

☎23-5101

八尾市体育連盟の主催で、第19回八尾市長旗争奪軟式野球大会を次のとおり開催します。

☆日程 7月2日~各毎日曜日

☆参加資格 市民で編成するクラブチーム、および市内の事業所チーム(20名以内)

☆参加費用 1チーム4,000円(申し込みと同時納入)

☆申し込み 6月12日~16日 午前9時~午後5時まで

☆抽選会 6月23日 午後7時 市民ホール(定刻までに監督または主将が必ず出席してください)

☆試合会場 市立山本球場、市立中学校運動場など

なお、申し込みについてのお問い合わせは教育センター内体育青少年課まで

### その他

#### ■府営住宅の管理機関が変更されています

☎94-1515

今まで府営住宅の管理は大阪府庁で行っていましたが、昭和53年5月1日から八尾市の場合、中河内府民センター内住宅管理事務所で行うようになりました。

☆取扱い事務 入居者との間の家賃や入居状況、財産管理、修繕団地環境整備、施設管理、住宅返還などの手続、自動車保管場所の証明書の発行など

#### ■市勢要覧、記念映画をご利用ください

内線 230

市では市制施行30周年を記念して、八尾市の現状や史跡などを紹介した市勢要覧、記念映画を作りました。

市勢要覧は市役所公聴課・市民相談係(内線219)で1冊500円で頒布しています。映画は同広報係で貸出しを行っていますのでご利用ください。

## ●八尾市立病院の定期監査を行いました

### 監査事務局

今回の監査は、事務局庶務課・医業課が分掌する昭和47年度から昭和50年度までの事務が、関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施したものです

〈庶務課〉 1、伺書綴等について=伺書を始めとする庶務関係の整理状況について審査したところ、おおむね良好に行われていましたが、なお次のとおり留意事項が見受けられたので書類の整理を促しておきました。

①伺書において、起案、決裁年月日のないもの、および決裁区分が不適当なもの。

②各種契約書、協定書、覚書において記載内容の不備、および訂正手続きの不十分なもの。

2、人事、給与関係綴について=書類全般としての整理は、おおむね良好であることを認めましたが、手当関係綴において不備な点が多く見受けられたので注意しました。

①看護婦養成委託関係綴において、修学資

金の連帯保証人の人数が相違しているもの。

②出張命令の決裁区分が不適当なもの。

③深夜投薬、救急患者取扱い報告書の所定欄が記入もれのもの。

④住居手当申請書において、添付書類が不備なもの。

3、経理関係綴について=各綴は、おおむね適正に整理されていましたが、一部次の事項が見受けられたので注意しました。

①企業債台帳の所定欄の記入方法が不統一なもの。

②固定資産台帳において、取得年月日等が記入もれのもの。

〈医業課〉 1、伺書綴について=契約関係文書において下記の事項が見受けられたので、契約締結は特に慎重に行うよう強く要望しました。

①契約書において、締結年月日を始めとする所定事項の記入が不十分なもの。

②伺書の起案、決裁月日と業者の業務完了

月日とが前後しているもの。

③業務委託契約の更新手続きが適確でないと思われるもの。

2、各種使用料の徴収事務について=松葉杖等の使用料の徴収は適正に行われていたが、一部精算の遅れているものがあったので注意しました。

3、医療費の滞納整理について=滞納金の徴収は、おおむね適正に行われていたが今後とも滞納解消に鋭意努力するよう要望しておきました。また、滞納金整理簿の記載方法についても、事務処理の明確化を期すよう指導しました。

4、治療費の還付事務について=事務処理方法の不統一、および記載事項の不備により内容の判然としないものがあったが、金銭に関係するものなので早急に整備を図るよう指導しました。また、窓口における還付金の取扱い方法について検討するよう要望しました

5、物品の交付事務並びにその管理につい

て=診療材料等は、各病棟からの請求伝票に基づき交付しているが、受払簿の記載が不備なため、物品の適正な管理が不十分と認められる状況であったので、管理方法の検討を強く指示しました。その結果について後日再調査したところ、かなり改善の跡がみえたが、今後も物品の的確な管理に努めるよう望んでおきました。

なお、薬品の管理は、適正に行われていることを認めました。

6、給食関係綴について=各書類は、良好に整理されていましたが、一部に計数の誤りがあったので注意を喚起しました。

〈共通事項〉 1、予算の執行事務について=執行事務は、おおむね適正に行われていたが、年度途中で予算不足を生じている科目があったので、その都度適切な事務処理を行うよう注意しました。また、予算整理簿の様式が各係で異なっていたので、統一するよう合わせて指導しました。



# 街のひあたりをよくするために……建築基準法の日影規制

最近マンションなどの中高層建築物の建設による日照障害が社会問題化しています。そのため建築基準法が改正されて「日影による中高層の建築物の高さの制限」（日影規制といわれています）が設けられました。こ

の規制は、中高層建築物による日影時間を規制し、日照確保を図るとともに間接的に通風、採光、プライバシーなどの居住環境を良好に確保することをねらったものです。

## 《規制の内容》

規制される建築物は、高さ10m以上のものです。ただし、高さ10m以内に制限されている第1種住居専用地域では軒高が7mをこえるか、地上3階以上の建築物が規制されます。また規制の対象となる建築物はすべて2段階の規制を受けることになります。つまりその建築物の敷地境界線から外側に測って5mを超え10m以内の範囲(A)と、10mを超える範囲(B)に分けた2点が測定地（測定する高さは、第1種住居専用地域では1.5m、その他の地域では4mが基準）になり、ここでの日影時間が規制されるもので、いわゆる公害の排出規制と同じような規制と言えます。

以上のように規制される建築物、日影時間などは、建築基準法で定められましたが、対象区域、規制値については、全国各地によって気候、風土、土地利用などが異なるため、地方の実情にあわせて、地方公共団体の条例で指定し、施行することになっています。

そこで府では、適正な条例を制定するため日照対策懇談会で検討を重ね、今年1月基本的な方向を知事に提言しました。

## 《提言内容》

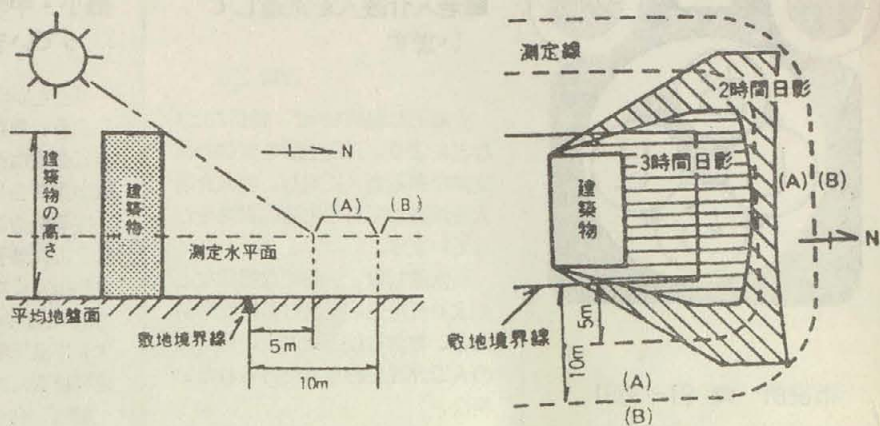
日影条例の制定については、現行の「大阪府建築基準法施行条例」を改正し、府下では統一して施行することが望ましいとし、日影規制対象区域の指定は、市街地の良好な居住環境の確保を目的とするところから当面、住宅地を中心として指定すべきであるとしています。つまり第1種・第2種住居専用地域、住居地域を原則として指定し、近隣商業地域、準工業地域は、土地の現況および将来の見通しを考慮し、十分な調査を行い指定の検討をすべきだとしています。特に規制値は指定基準が提出されきめ細かな検討がされています。

指定容積率＝建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（％）の最高限度。  
 高度地区＝市街地の環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定めた地区。  
 外壁後退距離＝建築物の外壁から敷地境界線までの距離

規制値一覧表 (表1)

用途地域	規制される建築物	種別	規制される日影時間※		測定水平面 (平均地盤面からの高さ)
			規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離) 5mを超え10m以内の範囲(A)	10mを超える範囲(B)	
第1種住居専用地域	軒高が7mを超える建築物又は地上3階以上の建築物	(1)	3時間以上	2時間以上	1.5m
		(2)	4時間以上	2.5時間以上	
		(3)	5時間以上	3時間以上	
第2種住居専用地域	高さが10mを超える建築物	(1)	3時間以上	2時間以上	4m
		(2)	4時間以上	2.5時間以上	
		(3)	5時間以上	3時間以上	
住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	(1)	4時間以上	2.5時間以上	4m
		(2)	5時間以上	3時間以上	

※規制される日影時間は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生じる日影



用途地域	第1種 住居専用地域		第2種 住居専用地域		住居地域			近隣商業地域			準工業地域		
	第1種	なし	第1種	第2種	第1種	第2種	第3種	なし	第1種	第2種	第3種	なし	なし
指定容積率 (%)	1.5m	1.0m	※	1.5m	1.0m	※							
外壁後退距離	1.5m	1.0m	※	1.5m	1.0m	※							
50%	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)							
60%	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)							
80%	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)							
100%	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)			
150%	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)			
200%	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(1)	(2)	(2)	(2)			
300%							(3)	(3)	(3)	(3)			
400%													

住居地域、近隣商業地域、準工業地域において、規制値が欄となっている地区で特に住環境の保護をはかる地域は(2)の指定ができるものとする。  
 ( )内の数字は表1の規制値の種類を示す。☒欄は日影規制対象区域外。※欄は制限なし。

## 《たとえば》

第2種住居専用地域内で、高さが10mを超える建築物を建てる場合、第2種高度地区の制限があり、外壁後退距離の制限がなく、指定容積率が200%のところでは規制値は(2)となり、規制値一覧表より敷地境界線から5mを超え、10m以内の範囲で4時間以上、10mを超える範囲では2時間30分以上の日影をつくってはならないことになります。

## 《今後の方針》

府ではこの提言をもとに府下各市町村と充分協議したうえで条例案を作成し、府議会に

はかられる予定ですが、すでに改正建築基準法は、昭和52年11月1日付で施行されている（日影規制は現在未施行）等も考慮し、昭和53年度をめどに施行する方針とのことです。

市民のみなさんには、この規制を充分理解されましておたがいの権利を守りつつ住みよい町づくりのためにご協力をお願いします。

お問い合わせ、ご意見などがありましたら八尾市役所 開発部建築指導課（市役所第3別館一本町3丁目、☎91-3881 内線418-419）まで。

# 5月は市税滞納整理月間です

まだの方はお早く

●市税（市・府民税、固定資産税、軽自動車税）の納付はもうお済みでしょうか。

取税課では、5月を「市税滞納整理月間」として市税の納付を呼びかけています。

ご存知のとおり52年度の市税については、すべて納期をすぎているので、不況のおり何かと大変と思いますが、ぜひこの期間内にお納めいただくようお願いします。

事情のある方については、納税相談も受け付けていますのでお越しいただくか、ご連絡ください。

なお、市税を納めず放っておかれますと延滞金などの余分な負担をしていただくばかりでなく差し押えなどの処分を受けることもありますのでご注意ください。

■5月28日（日）も納付を受け付けます

取税課では、平常業務のほか、つぎのとおり納付を受け付けますので、ふだん留守がちな方は、ぜひこの機会をご利用ください。

☆5月28日（日）午前9時～午後5時

■53年度固定資産税第1期分の納期限は5月31日です。

## 《市税の上手な納め方》

### ▶口座振替制度

納税者のみなさんが、納期ごとに金融機関や市役所の窓口に向いて税金を納めるわずらわしさをばぶき、金融機関にお持ちの預金口座から自動的に安全確実に納税される方法です。

### ☆こんなに便利です

- ①納期ごとにわざわざ金融機関などにお出かけになる手間がはぶけます。
- ②納期をお忘れになっても安心です
- ③お忙しい方、ご不在がちな方には、とくに便利です

### ☆口座振替のできる市税

市、府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

### ☆手続きは一度で簡単です

お取引のある市内の金融機関へ、市税口座振替依頼書と納付書送付依頼書にご記入のうえ、あなたの預金口座にご使用の印鑑を押し印してお申し込みされるとすぐに手続きができます。

申込用紙は、金融機関にあります。（ただし口座振替制度では、全期前納の取扱いはいたしません）

☆納税通知書はあなたに、納付書は金融機関へ

①あなたの市税をお知らせする納税通知書はあなたに送付されます。

②納付書は、あなたが振替納税を依頼された金融機関へ直接送付いたします。

③預金口座から振替納税された市税の領収書は、金融機関から直接あなたのお手許へ送付されます。

くわしくは、八尾市役所財政部収税課（☎91-3881 内線265）へ。



●国民健康保険とは

わたしたちにとって家族のみんなが健康で暮らせることほど幸せなことはありません。しかし家族のだれか1人でも病気をケガをし、それが長びいたとき、多額の医療費の支払いに苦しんだりしなければなりません。国民健康保険は、(以下国保といいますが)このようなときの出費を少しでも軽くすむように、日ごろから掛金(保険料)を出し合い、これに国や府、市からも負担してお互いに助け合おうというのが国民健康保険の制度です。

国保の被保険者

★国保に加入できる人

八尾市に住んでいて、住民基本台帳の登録あるいは外国人登録をしている人、ただし次に書いている人は加入できません。

★国保に加入できない人

- (1) 他の社会保険の加入者とその被扶養者
- (2) 生活保護を受けている人
- (3) 国民健康保険組合の組合員とその家族

国保のはたらき

自分は病気をしないから……と国保へ加入しないわけにはいきません。

昭和34年に国保が発足して以後すべての市民が何らかの保険に加入することになり、健康で明るい生活の基盤づくりに国保制度を育ててきました。

(52年度決算見込)

◆八尾市国保に加入しているかたは……

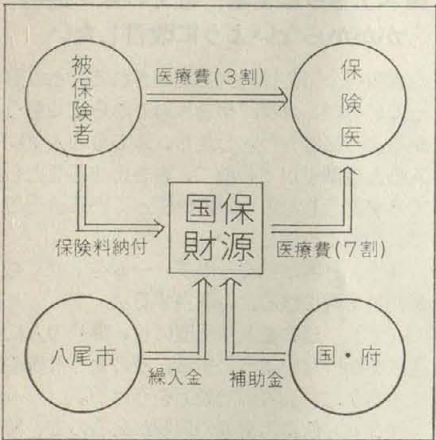
28,000世帯 87,000人です。  
全市人口の3割が国保へ加入し、残りは他の健康保険等へ加入しています。

■お医者さんにかかる日数は……

1人年間平均で5.8回です。  
全市年間延べで50万3,000回です。  
ただし、1回当り治療に要する日数は平均4日です。

医療費はどれ位になるでしょう……

1人1回平均で11,473円です。  
1人年間平均で66,177円です。  
全市年間総額で57億7,000万円です。



●医療費

各年度の1人当たり医療費の推移をみると図のように年々ふえています。この傾向は今後も変わらないものと思われま

医療費がふえるのは

- ① 医療技術が進歩し、医薬品が開発されることなどによって診療内容が向上してゆくこと。
- ② 医療知識の普及によって、お医者さんにかかる人がふえること。
- ③ 老人医療費等公費負担医療の拡充によって医療費がかさむこと。
- ④ 医療費の点数改訂によること。などによりま

3つの提案

- 1 病気が早期発見、早期治療を心がけましょう。
- 2 次から次へとお医者さんをかえるようなことなくお医者さんを信じましょう
- 3 一家の健康相談ができる家庭医をもちましょう。

みんなの国保



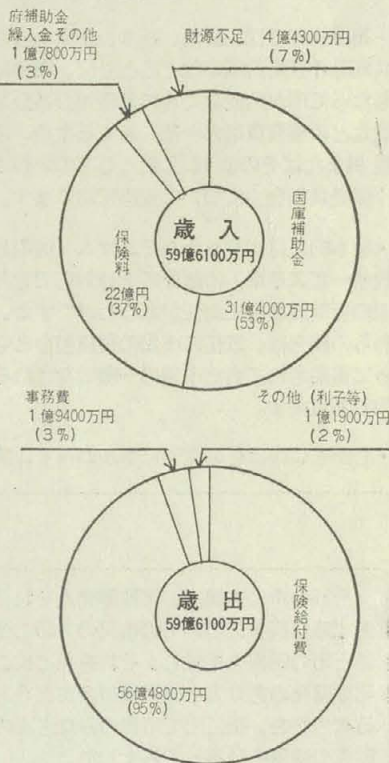
●予算のしくみ

くるしい国保財政

右のグラフは、53年度の予算状況です。国保の運営に必要な経費の56%は、国及び府、市などの公費でまかなわれ、皆さん方から納めていただく保険料は37%です。残り7%は財源不足となっています。支出経費では95%が医療費等の給付につかわれます。残り5%が事務費、借入利息、その他の経費です。

国保の台所は毎年ふえる医療費等により重大なピンチに直面しています。51年度末で7億円の累積赤字をかかえておりましたが、一般会計からの繰入金と国からの特別補助金を受けることにより、52年度末で約6億1千万になる見込です。しかし53年2月から、医療費の改訂(9.6%)が行われこのまま進みま

昭和53年度予算



●保険料

★各世帯の年間保険料の計算は

保険料は被保険者のすべてにかかる均等割額と世帯当りにかかる平等割額及び所得に応じてかかる所得割額を加えて算出します。ただし1世帯年額150,000円を限度とします。

《53年度の保険料》

世帯の年間保険料	(昭和53年4月~54年3月)
均等割額	…被保険者1人当り 8038円
+	
平等割額	…世帯当り 8430円
+	
所得割額	…51年中基準総所得金額× $\frac{7.0}{100}$ (総所得金額-基礎控除額)

★前納報奨金について

今年度より年間保険料を一括して納付(53年6月30日までに1~8期分全額納付した方に限る)していただいた方についての報奨金として3~8期分の合計料額の100分の5の金額を差引いた額でお納めいただけます。おとくな制度をご利用ください。  
(例) 1年間の保険料が130,000円の場合  
 $130,000円 - (97,200円 \times 100分の5) = 125,140円$ すなわち4,860円が報奨金として差し引かれます。

★保険料の納入通知書の様式が変わりました

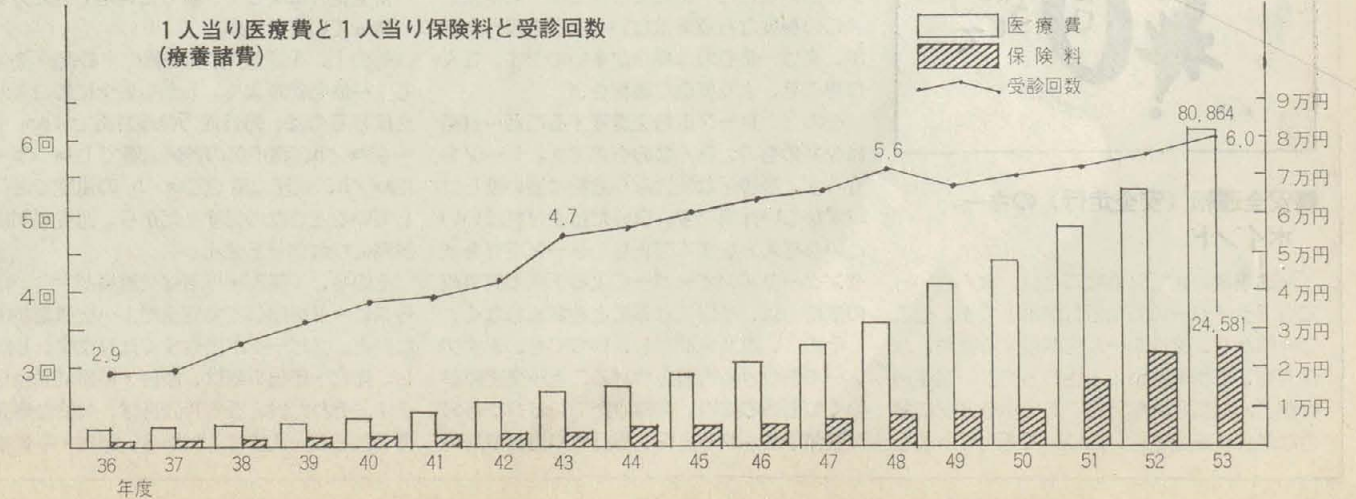
今年度から納入通知書の様式が従来の複写式から通帳式のようなものになりました。これは事務処理の迅速化を図るため、納付書等を直接機械処理いたします。このため納付書は汚れたり、折りまげたりしないようにご協力をおねがいいたします。尚、郵便局から納付される場合は従来通り窓口備付用紙をご利用ください。

★保険料の納付について

皆さんの納められる保険料は、国保事業の運営に欠かすことのできない大切なお金です。最寄りの金融機関(農協も含む)または市役所へ「納入通知書兼領収証書」を持って各納期内に納めてください。納期がすぎますと督促料、延滞金等が加算されますのでご注意ください。

★口座振替制度を実施しましたので、ご利用されると大変便利です。

1人当り医療費と1人当り保険料と受診回数(療養諸費)





# 声の広場 まちづくり

市に対して、市民の皆さんから寄せられる意見や要望は大変多く、昨年1年間で545件にもなっています。これらの方々の声に対しては、市長の決裁を得て回答していますが、お寄せいただいた意見や要望は、市政を進めていく上で大変貴重なもので、広く市民の皆さんにも、このような声を知っていただくため、その声を掲載しております。

### 〈お尋ねします〉

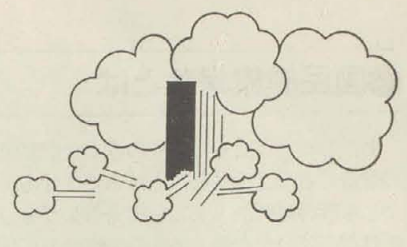
最近、私の家の近くでも続々と宅地造成が行われ、またたく間に家が建ち並ぶという現状があります。これは、道路整備や排水処理の問題のみならず、保育所、義務教育施設の建設など人口急増に伴う行政需要の増大をもたらし、その分だけ古くから住んでいる市民にしわ寄せがゆくといいことにならないでしょうか。聞くところによると500㎡以上の開発行為については、開発負担金を徴収しているということですが、500㎡未満の小さな開発でも負担金を徴収すればどうでしょうか。

### 〈お答えします〉

- ・開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為などについては都市計画法により大阪府知事の許可を要します。
- ・市では、この都市計画法による開発規制とあわせて、良好な都市環境を確保する範囲に人口急増を抑制しながら、機能的な町づくりと生活環境の向上を図るため、500㎡以上の開発行為および2戸以上の建築行為を適用範囲とする「八尾市開発指導要綱」を昭和49年に制定し、今日まで運用しております。
- ・指導要綱では、道路、排水、公園などの公共施設の技術的基準などとともに、開発にともなって市が余儀なくされる関連公共施設などの整備費用の一部にあてるため、用地提供またはその金銭代納としてのいわゆる「開発負担金」について定めております。
- ・根本的にはナショナルミニマム（国の行財政サービス基準）の確保に十分対応できない国の行財政制度に責任があるわけですが、これらの開発は、既存の市民の税負担をともなって整備されてきた市域の一面でなされるものであります。
- ・しかも、市はその意志にかかわらず、関連

公共公益施設を短期間に既成市街地と同程度またはそれ以上に整備し、維持管理しなければならず、既存の市民との負担のバランスを保つという意味もあって、ご協力いただいているものであります。

- ・しかしながら、ご指摘にもあるとおり、問題は都市計画法や開発指導要綱が適用されない開発行為や建築行為であります。
- ・道路や排水施設が不備な中で、狭小な敷地に建べい率ぎりぎりの家屋が建ち並ぶといういわゆる「ミニ開発」には、いくつかの利点に反して災害時の安全性の低下、プライバシーの侵害、日照時間の短縮、通風の悪さなど生活環境の悪化をもたらしております。
- ・市としても、これらに苦慮しており、昨年2月学識経験者、市民、開発関係者などをもって組織された「八尾市開発問題審議会」を先日再開し、適用範囲の拡大など今後の開発指導のあり方について、現在慎重に論議していただいておりますので、それを受けて措置を講じたいと考えております。
- ・市民の皆さまにも良好な町づくりはどうあるべきか考えていただくとともに、ご協力を賜りますようお願いいたします。



## 近隣騒音

最近、公害課に近隣騒音（法律や条例では規制しにくい騒音問題のこと）で相談や苦情がよせられています。騒音は法律や条例で規制することができないものもあれば、そうでないものもあります。法律で規制することがしにくい近隣騒音は、市民がお互いに気持ちよく暮らすために「近所の人に迷惑をかけない」という心がけで解決できるものがほとんどで、感情的にならず話し合ってみることが大切です。今回より近隣騒音の問題点や解決方法を対話方式で数回にわけて掲載しますのでこれを機会に市民ひとりひとりが自分の身のまわりに目をやり考えてみてください。

### ■相談者…深夜のカラオケや車の音で寝られない

喫茶店で、夜11時に「ほたるの光」の音楽とともに、仕事を止めていたのに、カラオケの装置を入れるようになってから、夕方から深夜まで営業するようになり、とくにカラオケは10時ごろうるさく、店がしまるとタクシー・自動車の動き出す排気音でこまっている。ちょうど寝るときなのでなかなか寝られない、こっちの身にもなってほしい。

### ■スナック経営者…近くの人に迷惑がかからないように改善したい

大阪府公害防止条例で規制されることは知っているが、カラオケを入れてからよくもうかるようになった。しかし、ふつうの人が寝入るとき調子がでるので、客を止めることもできずどうしたらいいか弱っている。そこで、次のようにしたい。

- (1) 客がいくらボリュームを上げても規制基準内になるよう改良する。
- (2) 建物を遮音構造にし、隣りの人に迷惑をかけないようにする。どのような構造にするかは、公害課で説明をうける。
- (3) 飲食店営業の規制があるので、警察署（保安係）へ行き、相談する。



今回の声の広場は、宅地開発とそれに関する負担金についての市民の方のご意見と市の回答を掲載し、それをもとに、宅地開発のあり方と開発負担金があるべきかを、街に出て市民のみなさんの必要や要望をひろってみました。

◎先月、孫が小学校に入学したんですけど、その時、小学校が20数校あると聞いてびっくりしました。それだけ、人口が増え住宅も増えているのですから、市の予算もたくさんいるのもあたりまえですな。そんなことから考えれば、たとえ1戸の住宅を建てるのにも、将来を考えたお金を市が徴収してもいいと思います。(65才、男、無職)

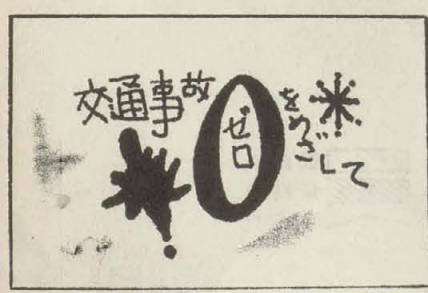
◎昔は、この山本あたりも田や畑がほとんどでしたけれども、いまでは家の方が多くなっていますわな。それも、ここ15年ぐらいまえからでっしゃろ、こんな調子じゃもう何十年かすれば、家ばかりになってしまうような気もしまんな。そうになったら、もうここでは住めんようになりますから、もっと規制を厳しくしてもいいように思いまんな。(56才、男、商業)

◎土地のせまい日本のことですから、人間の数が増えれば住宅が増えるのもあたりまえですから、その分、住宅を開発する時に負担金は必要だと思います。(43才、女、主婦)

◎乱開発だ、もっと規制をしなければと新聞などをにぎわせるようになったのは、ここ数年前からでしょう。やっぱりもっと早くから、そのようなことをやっておくべきだったと思いますね。(34才、男、会社員)

◎住宅が増えるのは、別に結構ですけど。それと同じように公園や遊園地なんかも増えるようにしてもらいたいですね。住宅ばかりが建って、公園などが増えなければ住みにくくなるばかりですから、やっぱりどんな小さな開発にも負担金は必要だと思いますよ。(30才、女、主婦)

◎大阪市の近くにあるんですから、住宅が開発されるのは仕方ありません。しかし、もう市内では、そんなに大規模に開発できる場所がないですから、どうしてもそれだけに小さな開発がたくさん行われることになると思います。そうなれば、よけいにゴミゴミした感じを与えることになりますから、多少、負担金がかさんでもやはりそれは必要なものだと思います。(29才、男、公務員)



### ■安全運転（安全走行）のキーポイント

交通事故防止で肝心なことは、なんといってもドライバーの安全走行が第1です。そこで今回から、交通ルールを無視する行動、なかでも、市街地道路にふさわしくない高速走行がどんなに危険な行為であるかを念頭におきながら「安全走行」について考えてみま

よう。

▷安全走行とはどういうことか  
その1、安全行動をとっているかどうかまず確かめること…あなた自身では「安全だ。この程度なら危険はない」などと思うときが、実は一番危険な場合が多いのです。こんな時こそ、より慎重な運転を。

その2、レーン走行を遵守すること…道路は公共のもの、みんなのものです。レーンを守らず、身勝手な割り込みや危険な追い越しは恥ずかしい行為です。自分だけよければいいという考え方をすてて正しいレーン走行をノセンターラインオーバーによる正面衝突事故の破壊力は、2倍になることをお忘れなく。

その3、速度を抑制し、いつでも、まずブレーキをかける習慣をつけること…交差点がいくつもある道路、直線道路でもココからの交通が予測される道路、歩行者や自転車利用

者が通行している道路を走行するときは（速度を抑え、ブレーキをかける習慣を、ノハンドル操作にたよるドライバーは最も危険です。▷安全走行に関して、誤った理解や考え方を持っていないか  
その1、「速度規制を強化すると渋滞する」…最も効率よく、しかも安全に車の量がさばけるのは、郊外地の幹線道路で30km/h～40km/h、都市部の幹線道路で12km/h～13km/h、高速道路で50km/hの速度で走行しているときなのです。だから、速度規制は渋滞につながりません。

その2、「深夜・早朝は交通量が少ないからスピードを出しても安全だ」…交通量が少ないと、スピードが出やすくなります。しかし、死亡・重傷事故は、深夜・早朝に多発します。それだけ、この時間帯は、危険な時間帯であるといえます。だから、深夜・早朝で

も速度を抑えて走行することが肝心です。

◎交通事故防止統一スローガン  
「レーンを守ってゆっくり走ろう」  
(運転者向け)  
「横断は止まってよく見てあわてずに」  
(歩行者向け)

◎八尾の交通事故 ( )はこども

	件数	死者	傷者
4月	111	0	142(44)
前年比	+10	-1(-1)	+32(+10)
累計	333	6(0)	419(90)
前年比	328 +5	+4(-1)	+25(+1)



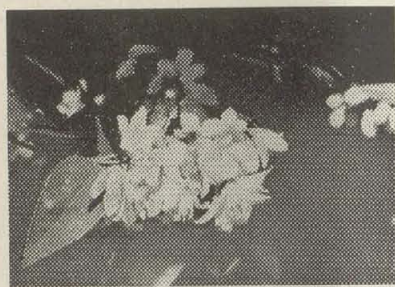


■ウツギ

信貴生駒の山々が新緑の若葉でおおわれるころになると、白くて美しい円錐状の小花・五弁鐘状の「ウツギ」を高安や恩智の山麓から山頂にかけて見かけます。この花を「うの花」ともいって万葉集にもよくできます。芭蕉はウツギの花の情景を「奥の細道」で「雪にもこゆる心地ぞする」と述べています。

明治以来の人は「うの花の匂ふ垣根に時鳥（ほととぎす）早も来なきて忍音（しのびね）もらす夏は来ぬ」と、遠足の時によく歌ってきたなつかしい唱歌でもあります。そしてこの白い花が咲きおとろえると、やがて梅雨の長雨がやってきます。

ウツギの由来……陰歴4月卯月に咲く花で「うの花」といい、また白く雪のような花から「雪見草」とも呼んでいます。この



▲ウツギの花

木は落葉の灌木で、樹の高さは1~2m程度、樹皮は淡褐色で鱗片状です。花は歌でいられていますが、木はあまり目立ちませんが、古い農耕の自給生活には欠くことのできない大切な木のひとつであったと推察されます。

「うつ木」は茎が中空で「うつろの木」が「うつ木」になり、また材質が堅くて木釘をつくる「打ち木」ともいわれています。

火を作る木……原始時代には、木をすり合わせた摩擦の力で火をおこしましたが、近年古墳からの出土品にウツギがでてきています。茎の中空と堅木の特長を利用したという生活の知恵はたいしたもの。伊勢神宮では今も毎朝古い様式で火をおこしておられるそうですが、一度このウツギを利用して古い火の作り方を試してみたいものです。

豊凶占いの木……この木で作った杖は堅くて強いので悪霊を追い出すのに使用したともいわれています。

また、花の咲きぐあいをみて、その年の米の豊凶を占ったそうです。花のよく咲く年は豊年で米が多く、花が少なく早く散る年は米の収穫も悪く凶作で、ウツギの花が農耕生活のパロメータになっていました。

このウツギを使って昔よく遊んだ笛を作ってみてはいかがでしょう。

八尾市立高美南小学校校長 六山正孝

痴人の夢

先ごろ市制30周年の式典が催されて、歳月の流れの速さをしみじみと感じた。

農村の色濃いころから、衛星都市（嫌いな言葉だ）へ急速な前進をするあまり、建設と破壊のバランスが崩れることを懸念する。外国の都市のように均整のとれた美しさ、わが国の各地に残る城下町や、門前町の心温まるたたずまいを忘れてはならない。

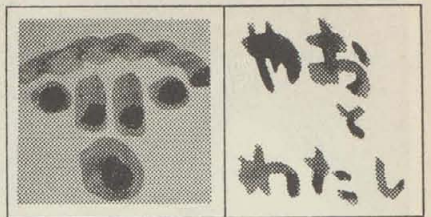
歴史の重みと伝統の美しさが、住む人々の誇りとなり、そこに郷土愛が生まれてくる。わが八尾にもわずかだが、豊かな風土色があり、また山を背に河内平野は温帯で環境がよい。この美しさも追々消えさるような気がしてならないので、今のうちに画布に描きとめたいと思い、恩智、神立、山畑、水越のあたりへスケッチブックを携えてよく出かける。

四季の変化に富み楽しいこのあたりを風致地区として温存し、安易な開発の名のもとに荒涼とした殺風景にとならないよう願っている。

市にはマスタープランがあると思うが、先ず中央部近辺から新しい発想で理想的な市街地の建設を、ただし事を急ぐあまり、安直な流行に便乗して、周辺と不調和な官庁や、安手のコロニー風建物の乱立は絶対さけるべきである。かつて厳しい批判を受けた地方都市の愚を重ねないことを望みたい。

新興都市によく見かける俗っぽさから脱却した理想都市は、百年いや何百年の遠大な構想ではじめて実現する。

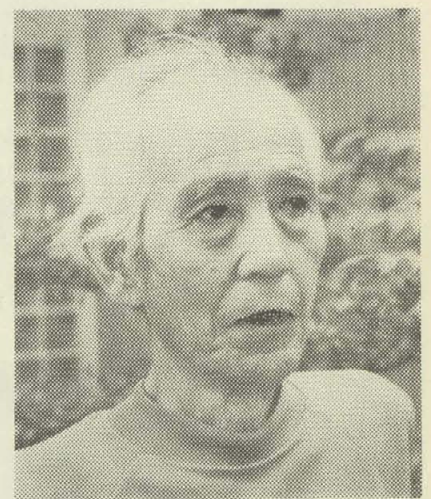
次の世代が誇りを持つような文化遺産を創造する……こんな夢みたいなことを時折考える。



春陽会会員

和田歳一

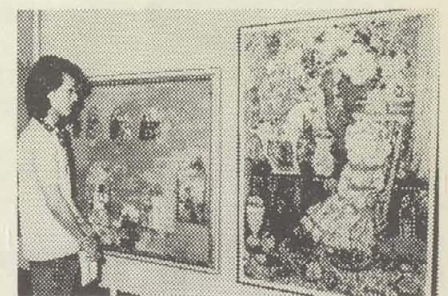
洋画家



働く人の美術展



第19回 八尾美術協会展



第19回八尾美術協会展、働く人の美術展が行われますがその出品作を募集しています。☆会期 6月13日（火）～6月18日（日）午前9時～午後7時（ただし18日は、午後5時まで）

☆ところ 市立労働会館（近鉄山本駅前） ☆出品種別 絵画（使用材料自由）1点以内 額付のこと（10号以上 100号まで）、彫刻（使用材料自由）2点以内、工芸（使用材料自由）2点以内、写真 パネル張り 全紙サイズ 2点以内 組写真は、1枚のパネルにレイアウトされたもので1辺90cm以内とし 1人2点以内です。

☆搬入 6月11日（日）午前10時～午後3時 会場正面入口受付（ただし、学校、団体出品は10日（土）午後1時より）

『下水道使用料』のPRです。

下水道使用料は、公共下水道の整備された区域内で、水道や井戸などの使用水を公共下水道に排出している人々に対してかかります

現在、当市では右図の区域内で公共下水道を使用している人々から、下水道使用料を徴収しています。

■下水道使用料の算定

下水道使用料は、水道や井戸などの使用水量を基準に算定いたします。使用水量が多いほど下水道使用料も高くなります。

■下水道使用料の納付方法

下水道使用料については原則として集金はいたしません。納付方法は当市から郵送する納付書で近くの金融機関、または出張所で納付する自主納付の方法と、使用者の指定預金口座より自動的に支払口座振替の方法のどちらかです。当市では80%以上の人々が口座振替を利用されています。便利で確実な口座振替をご利用ください。

■下水道使用料の徴収月

下水道使用料の徴収は、水道料と同じ隔月徴収です。（一部会社などの大口使用者は毎月徴収）

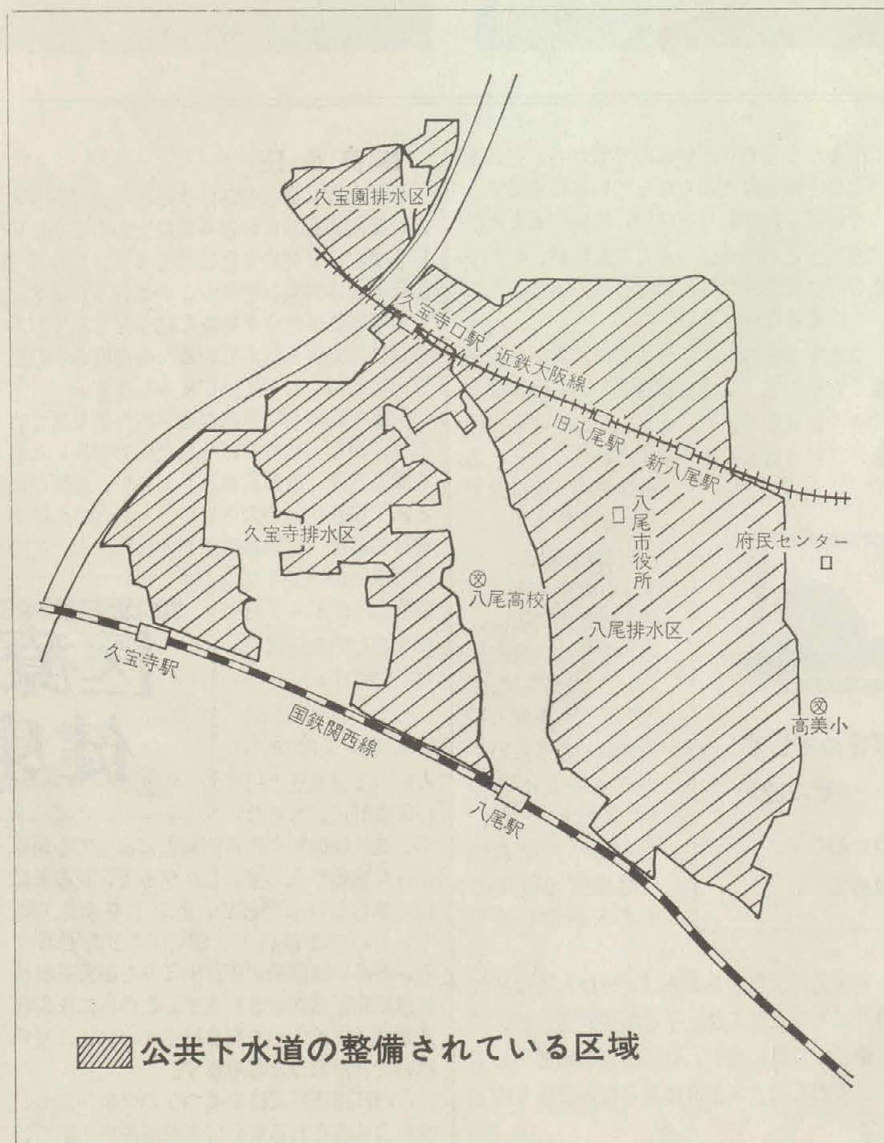
Table with 2 rows: 期分 (1期, 2期, 3期, 4期, 5期, 6期) and 徴収月 (5月, 7月, 9月, 11月, 1月, 3月)

北本町、山城町、光町については、1期は6月で以後隔月になります。

＜ご注意＞

下水道使用料を滞納されますと、延滞金を徴収する場合がありますので、納期限までに必ずお納めください。

なお、詳しいことは下水道部管理課業務係（☎91-3881 内線 392、396）までお問い合わせください。







母と子のよい歯のコンクール

歯の衛生デーを前に「第27回全大阪母と子のよい歯のコンクール」八尾地区審査が行われ、八尾市代表として久宝寺1丁目の高野栄子さん(33歳)隆史君(4歳)の母子が選ばれ、5月20日に行われた大阪府大会に出場しました。

今回は、昨年保健所の3歳児健診などを受診した子どもと、その母親を対象として行われたものですが、子供のほとんどがムシ歯のないよい歯なのに母親が悪くて脱落するケースが目立ちました。

(写真上左、左側 間野さん母子)



婦人会館でチャリティーバザー

先月28日、八尾市婦人団体連合会の主催で市制30周年を記念したチャリティーバザーが婦人会館で行われました。

日ごろ、むだをはぶくための消費者運動を繰り広げている同会では、中元や歳暮などであまった品物を会員の協力を得て集め、バザーを開いたものです。

当日は、日用品など3,000点が市価の半額以下という安さのため、約1時間で売切れ、売上金76,230円は「交通遺児」のために、と市善意銀行へ全額預託されました。

(写真上右)



野鳥の写真展

大阪府自然環境保全八尾指導委員会では、愛鳥週間に「野鳥の写真展」を市役所1階ロビーで開きました。

「野鳥が生きていけない環境は人間にとっても健康的ではない。野鳥と共存できる環境づくりを」と、まだ市内に数多くいるモズ、ツルシギ、クロトキなど、市民から募集した作品を展示して、公害のない健康的な生活環境づくりを訴えています。なかには、北海道で撮影された丹頂鶴や白鳥などもあり、市役所を訪れた市民の目を楽しませていました。

(写真下左)

老人無料入浴デーのご利用を

本年度の主要施策として60歳以上の老人を対象に「老人無料入浴デー」を、4月から毎月1回実施しています。

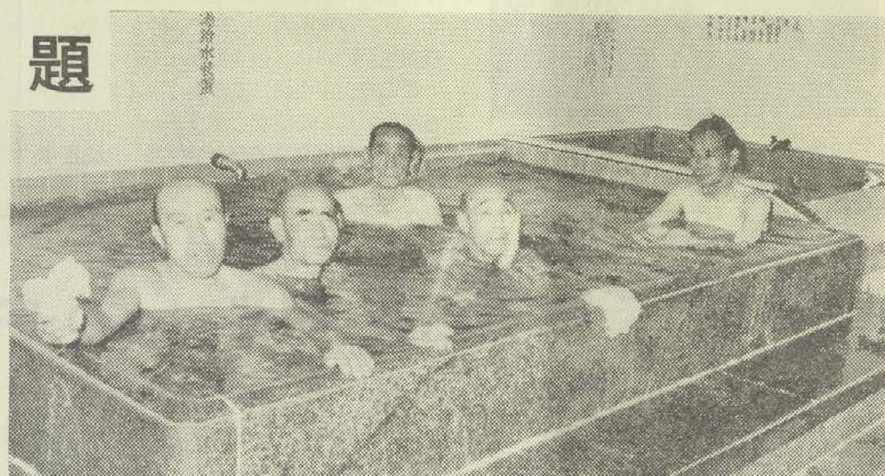
この事業は、老人の福祉と健康の増進を図るため、市内の公衆浴場の協力で月1回行うもので毎月15日が入浴日となっており、毎回数多くの老人がお風呂を楽しんでいます。

なお、7月からは入浴券制度になり、老人医療証の交付を受けている人については、入浴券を郵送しますが、それ以外の人は社会福祉会館内福祉厚生課で受領してください。

(写真下右)



話題



☆つまずきからの出発

これは、小学校での話です。新任の若い女の先生が、体育の授業でとび箱を教えておられました。

その先生は、とりのこしの子どものない授業をしようと、全員ができるようになることを目指し、がんばっておられました。とび箱をなかなかとびこせない子どもが、5人も6人もでてきました。

そこで先生は、授業の時間以外にも、せつせと教えられました。が、どうしてもひとりだけできない子がいました。

「もう、これだけやってみてもだめなら、この子はみこみがない」と先生は思いましたが、「きょう、もう1時間やってみてだめならやめよう」と決心されました。

☆「先生の上をとびなさい!」

先生は必死の思いで、その時間をむかえました。しかし、その子はやはりとべませんでした。とび箱の前で立ち止まってしまうのです。

そのとき、先生は「もうこれだけやったのだ……」という気持ちもあって、そのとび箱の上に「バサッ」とかぶさりました。

そして、とび箱の横をたいて「〇〇ちゃん、先生の上をとびなさい!」と叫びました

その子は、先生の叫びとともに、タタッと走ってきて、パッととびこえたのです。

先生がかぶさっているのですから、そのとび箱が1段ほど高くなっているはず。それが「とび箱じゃない、先生の上をとびなさい」という先生の必死の思いが、その子どもの心に火をつけたのだと言えましょう。

☆たゆみなき励まし

つまずきを明らかにし、つまずきから出発する。そして「たゆみなき励まし」その励ましのチャンスがうまくいくと、その子どもの可能性がいっきよにとび出すということ、この先生の実践は見事に示しています。

とび箱の上に「バサッ」とかぶさって叫んだ先生の姿は、単にきびしい励ましというだけではなくこの子どもを何としても高めたいという教育愛とか、情熱とか、子どもへのひたむきな愛情の姿そのものに他なりません。

過保護におちいることは、きびしく戒めなければなりません。子どもをだきしめ、共に倒れても悔いがないという愛情をぬきにしては、子どもの人間形成はならないと思うのです。

この原稿は南高安中学校PTA研修会での八尾市教育委員会 川内俊彦先生の講演記録です。(文責=南高安中 浅原清)

しあわせを築く道

■青少年の健全育成をめざして

〈その22〉

正しく、わが子を育てるための家庭教育を求めて ⑤

■高血圧

血圧とは、血液を体のすみずみまで送りどけるため血液にかけられた圧力のことをいいます。キリンの血圧は300ミリ、ゾウは200ミリ、ネズミは60ミリといわれています。

血液は心臓から血管内に送り出されおり血管は弾力性に富んでいるため心臓からの血液の流れに合わせて伸び縮みします。

心臓が収縮して血液が血管内へ送り出され血管が最も大きくけられた圧力の高いときを最高血圧(収縮期血圧)といい、心臓がゆるんで血管が元の太さにもどったときの圧力を最低血圧(拡張期血圧)といいます。この

最高血圧が150ミリ最低血圧が90ミリを超えるものを高血圧といいます。

しかし、一度測って高かったからといって高血圧とはいえません。なぜなら、血圧は運動や精神的緊張によっても簡単に高くなるからです。したがって、測る前にはできるだけ安静にし、また日を変えて測り、そのつど最高血圧が150ミリを超えたり、あるいは最低血圧が90ミリを超える場合には高血圧と判定されます。この高血圧の状態が長く続くものを高血圧症といい、血圧の高いことが病気となります。

この高血圧症にはいくつかの種類があり、最もよくみられるものは本態性高血圧症で、原因が不明で血圧が高いということが病気の主な症状となっているものです。これは親ゆずりのものが大部分で、両親とも高血圧の場合には子供は60%、片親だけの場合には30%遺伝するといわれています。しかし、食事や

ストレスなどの生活環境が高血圧を起して起こることもあります。

高血圧症にはこのほか、原因のはっきりした病気の症状の一つとして起ってくる症候性高血圧症というのがあります。たとえば、腎臓に病気があり、これが原因となっている腎性高血圧症、ホルモンのバランスがくずれたために起る内分泌性高血圧症、心臓や血管に異常があるために起ってくる心臓血管性高血圧症、また脳に異常があったり中毒のために起ってくる神経性高血圧症などがあります。

この高血圧症の種類を決めるにはいろいろな精密検査を行わねばなりません。高血圧症

のなかには手術によって治ってしまうものもあるので、この種類の決定は治療するうえで非常に大切なことです。

さて、高血圧はなぜこわいのでしょうか。

それは高血圧症が進行性の病気であるため体のいろいろな臓器に異常を起してきます。ことに脳、心臓、腎臓の異常は脳卒中、心臓肥大、心筋梗塞あるいは尿毒症などで生命を直接おびやかす危険につながっているからです。

これらを予防するには早く発見し、血圧を調整することが大切で、これにより血圧のあがるのを抑え、合併症を防ぐことができます。それには、まず35歳ぐらいから血圧測定、尿検査を機会あることに行い、また高血圧を発見されたら、長期にわたり血圧の薬剤および食事療法で血圧を調整し、途中で中断したりしないよう心がけることです。

(八尾市医師会)

